

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行  
期日を定める規則（規則第四十四号）（市町行財政課）

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第三十六号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年七月一日とするこ  
ととした。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行  
期日を定める規則（規則第四十五号）（市町行財政課）

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第十一号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年七月三十一日とする  
こととした。

★ 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（都市計画課）

一 改正の要旨

広島県屋外広告物条例の一部が改正され、景観行政団体である竹原市が屋外広告物等の規制を定める条例の制定及び改廃に関する事務等を行うこととされたことに伴い、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

令和四年七月一日